

国民健康保険、後期高齢者医療制度のご案内

国保
国民健康保険の保険証が
8月から更新

8月1日(火)から、大和市国民健康保険の被保険者証(以下「国保証」)を更新します。新しい国保証は6月22日現在のデータを基に作成し、7月中に世帯主宛てに送付します。国保証が届いたら、記載事項に誤りがないか確認してください。

※70歳以上75歳未満の人は、「兼高齢受給者証」を国保証に記載しています(一部負担金の割合は令和4年中の所得・収入により再判定し記載しています)。

■有効期限は来年7月31日(水)

一部、有効期間の短い国保証を交付しています。

来年7月31日までに70歳になる人▼
有効期限は70歳の誕生日の月末(1日が誕生日の人は前月の末日)です。対象者には誕生日の前日までに後期高齢者医療被保険者証を送付します。

来年7月31日までに75歳になる人▼
有効期限は75歳の誕生日前日です。対象者には誕生日の前日までに後期高齢者医療被保険者証を送付します。

■記載内容に変更があった場合

市内での住所変更、世帯主や氏名の変更など被保険者の状況に変更があったときは、市役所市民課または各分室で住民登録を変更してください。

■新しく社会保険などに加入した場合

封筒の表面に「社保加入」と記載し、必要書類を郵送で〒242-8601 市役所保険年金課へ。直接も可。必要書類▼新しく社会保険などに加入した人全員の社会保険証(郵送の場合は両面をコピーし、電話番号を記入)と国保証。

※国民健康保険税額に変更がある場合は、届け出の翌月に税額変更決定通知書を送付します。

後期
後期高齢者医療保険料額
決定通知書を送付

神奈川県後期高齢者医療制度の加入者全員に、今年度の年間保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は、前年の所得額に応じて決定します。

国保
後期
納付方法

特別徴収の人は年金から差し引き、普通徴収で口座振替の人は口座から

引き落としで納付します。それ以外の人は同封の納付書で、金融機関やコンビニエンス・ストアで納付してください。

脳とからだの健康チェック



脳とからだの健康チェックは、簡単な体力測定のほか、タブレット端末を使用してタッチパネル形式で問題を解くことで、記憶力や注意力などの認知機能を同年代のデータと比較し、自分の健康度を確認するものです。タブレット端末の操作は、職員が1対1で丁寧にサポートします。対象▼65歳以上の市内在住者
定員▼各回先着1人
申し込み▼各開催日の前日(日曜日)の場合はその前の金曜日(午後3時までに電話で人生100年推進課へ。※結果は後日郵送します。

■国民健康福祉センター人生100年推進課認知症施策推進係 ☎(260)56112 FAX(262)09999

とき	ところ
8月 9日(水)	保健福祉センター
15日(火)	生涯学習センター
16日(水)	保健福祉センター
18日(金)	保健福祉センター
21日(月)	渋谷学習センター
22日(火)	保健福祉センター
24日(木)	保健福祉センター

午前9時30分～・午前10時40分～・午後1時～ (1人60分程度)

■いずれも ☎(260)5158
・国民健康保険について▼市役所保険年金課国保年金係 ☎(260)51114
・後期高齢者医療制度について▼同課高齢者保険係 ☎(260)5122

大和市国民健康保険に関する限度額適用認定証などの申請を受け付け

市が発行する「国民健康保険限度額適用認定証」と「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月以降も各認定証が必要な人は、再度申請してください。

持ち物▼大和市国民健康保険被保険者証

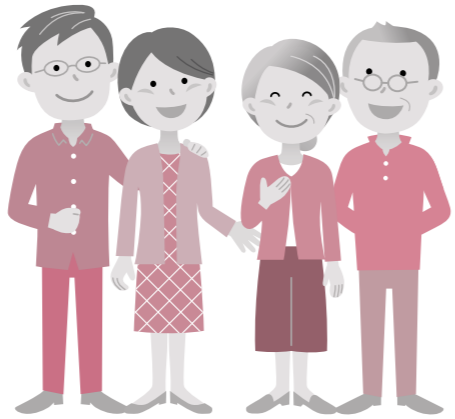
申請▼8月1日(火)から直接市役所保険年金課へ(健康上の理由などで来庁できない人は、お問い合わせください)。

※8月1日時点で70歳以上の人は、

次のいずれかに該当する場合は、認定証の発行対象になりますので、お問い合わせください。①世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税、②一部負担金の割合が3割であって、課税所得が145万円以上690万円未満。

※原則、国民健康保険税を納期までに完納している人に発行します。

■市役所保険年金課保険給付係 ☎(260)51115 FAX(260)51508



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を

児童扶養手当の現況届

提出期間▼8月1日(火)～21日(月) (6・11・12・19・20日を除く)。

■保健福祉センターこども総務課手当医療係 ☎(260)5608 FAX(264)0202

特別児童扶養手当の現況届

提出期間▼8月10日(木)～9月11日(月) (土・日曜日、祝日を除く)。

■保健福祉センター障がい福祉課障がい福祉係 ☎(260)5665 FAX(262)09999

防災協力農地を募集

市は、災害時の避難空間、災害復旧資材置き場などに活用できる防災協力農地を募集しています。防災協力農地は、農地所有者があらかじめ登録し、災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に使われます。災害時に使用された場合、市が状況に応じて農作物の補償料や土地使用料などを支払います。ぜひご協力ください。

対象▼一体的な地形的まとまりを有している300平方メートル以上の団の農地/すでに登録されている防災協力農地に隣接する農地。

※登録方法や期間、補償内容など詳しくはお問い合わせください。



■市役所危機管理課防災管理係 ☎(260)5777 FAX(261)4592